

# 保 育 所

確認指導及び確認監査  
主眼事項及び着眼点

令和4年度

川 崎 市 こ ど も 未 来 局

# 確認指導及び確認監査の結果通知について

(川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査実施要綱抜粋)

(指導及び監査結果の通知等)

第6条 指導及び監査結果の通知等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で行うものとする。

(1) 指導結果の通知等

監査担当は、実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査担当は、監査の結果、法に定める措置に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、設置者等に対して、後日、文書によって指導内容の通知を行うとともに、原則として、文書で指導した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

(結果の公表等)

第7条 こども未来局長は、当該年度の指導結果及び監査結果に係る指導監査結果報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページに公表する。

## 関係法令及び通知等の略称

No.	関係法令及び通知等	略称
1	(平成24年8月22日法律第65号) 子ども・子育て支援法	法
2	(平成26年9月5日条例第36号) 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	運営基準条例
3	(平成28年8月23日府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号通知 最終改正令和3年3月31日。)「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知

1 特定教育・保育施設

(1) 基本方針（一般原則）	1
(2) 利用定員に関する基準	1
(3) 運営に関する基準	
ア 内容及び手続きの説明及び同意	2
イ 応諾義務（正当の理由のない提供拒否の禁止）	2
ウ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	2
エ 市町村が行うあっせんへの協力	3
オ 利用調整への協力	3
カ 教育・保育提供困難時の対応	3
キ 受給資格等の確認	3
ク 教育・保育給付認定申請に係る援助	4
ケ 子どもの心身の状況の把握	4
コ 小学校等との連携	4
サ 教育・保育の提供の記録	4
シ 利用者負担額等の受領（実費徴収、上乘せ徴収を含む）	4
ス 施設型給付等の額の通知	6
セ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供	6
ソ 評価（自己評価、外部評価）	6
タ 相談及び援助	7
チ 事故防止及び事故発生時の対応（職員）	7
ツ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	7
テ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	7
ト 勤務体制の確保等	8
ナ 定員の遵守	8
ニ 掲示	8
ヌ 差別の禁止	8
ネ 虐待等の禁止	8
ノ 懲戒に係る権限の濫用禁止	8
ハ 秘密保持、個人情報保護	8
ヒ 情報の提供等	9
フ 利益供与等の禁止	9
ヘ 苦情解決	9
ホ 地域との連携	10
マ 事故発生時の対応・事故の再発防止	10

ミ 提供する教育・保育の質の向上	11
ム 会計の区分	11
メ 記録の整備	11
モ 特別利用保育の基準	11
ヤ 特別利用教育の基準	12

2 保育所

(1) 地域区分等

ア 地域区分(①)	13
イ 定員区分(②)	13
ウ 認定区分(③)	13
エ 年齢区分(④)	13
オ 保育必要量区分(⑤)	13

(2) 基本部分

ア 基本分単価(⑥)	13
------------	----

(3) 基本加算分

ア 処遇改善等加算Ⅰ(⑦)	15
イ 3歳児配置改善加算(⑧)	15
ウ 休日保育加算(⑨)	16
エ 夜間保育加算(⑩)	17
オ 減価償却費加算(⑪)	17
カ 賃借料加算(⑫)	18
キ チーム保育推進加算(⑬)	19
ク 副食費徴収免除加算(⑭)	20

(4) 加減調整部分

ア 分園の場合(⑮)	20
イ 施設長を配置していない場合(⑯)	20
ウ 土曜日に閉所する場合(⑰)	20

(5) 乗除調整部分

ア 定員を恒常的に超過する場合(⑱)	21
--------------------	----

(6) 特定加算部分

ア 主任保育士専任加算(⑲)	22
イ 療育支援加算(⑳)	23
ウ 事務職員雇上費加算(㉑)	24
エ 処遇改善等加算Ⅱ(㉒)	25

才	冷暖房費加算(㉓)	25
力	除雪費加算(㉔)	25
キ	降灰除去費加算(㉕)	25
ク	高齢者等活躍促進加算(㉖)	26
ケ	施設機能強化推進費加算(㉗)	28
コ	小学校接続加算(㉘)	29
サ	栄養管理加算(㉙)	29
シ	第三者評価受審加算(㉚)	30

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>1 特定教育・保育施設</p> <p>(1) 基本方針 (一般原則)</p> <p>(2) 利用定員に関する基準</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）の利用定員の数が 20 人以上となっているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、次のアからウに掲げる特定教育・保育施設の区分に応じた、区分（ただし、法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3 号認定子ども」という。）の区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。）ごとの利用定員となっているか。</p> <p>ア 認定こども園 法第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子ども（以下「教育・保育給付認定子ども」という。）の区分</p> <p>イ 幼稚園 法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「1 号認定子ども」という。）の区分</p> <p>ウ 保育所 法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子ども（以下「2 号認定子ども」という。）の区分及び 3 号認定子どもの区分</p>	<p>運営基準条例第 3 条第 1 項</p> <p>法第 33 条第 4 項 運営基準条例第 3 条第 3 項</p> <p>法第 33 条第 6 項 運営基準条例第 3 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 3 条第 4 項</p> <p>運営基準条例第 4 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 4 条第 2 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(3) 運営に関する基準</p> <p>ア 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>イ 応諾義務(正当の理由のない提供拒否の禁止)</p> <p>ウ 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者(以下「利用申込者」という。)に対し、項目テに規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、項目シの規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設(法附則第6条第1項に規定する特定保育所(以下「私立保育所」という。)を除く。2から6までにおいて同じ。)は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。</p> <p>(2) 私立保育所は、市から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んでいないか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。)は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(以下「選考方法」という。)により選考しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設(保育所に限る。)が、項目モの(1)の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育施設(特別利用保育を提供する施設に限る。)は、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、選考方法により選考しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)が、項目ヤの(1)の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特定教育・保育施設は、利用の申込みに係る2号認定子どもの数及び当該特定教</p>	<p>運営基準条例第5条第1項</p> <p>法第33条第1項 運営基準条例第6条第1項、 附則第2項</p> <p>運営基準条例附則第3項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項 運営基準条例第35条第3項</p> <p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第2項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
エ 市町村が行う あっせんへの協 力  オ 利用調整への 協力  カ 教育・保育提 供困難時の対応  キ 受給資格等の 確認	<p>育・保育施設を現に利用している1号認定子ども又は2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の1号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、選考方法により選考しているか。</p>	<p>運営基準条例第36条第3項</p>
	<p>(4) 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、利用の申込みに係る2号認定子ども又は3号認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の2号認定子ども又は3号認定子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しているか。</p>	<p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第3項</p>
	<p>(5) (1)から(4)までの特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。</p>	<p>法第33条第2項 運営基準条例第6条第4項</p>
	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>運営基準条例第7条第1項</p>
	<p>特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）は、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>運営基準条例第7条第2項</p>
<p>特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>運営基準条例第6条第5項</p>	
<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によつて、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する教育・保育給付認定子どもの区分、</p>	<p>運営基準条例第8条</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
ク 教育・保育給付認定申請に係る援助	<p>教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認しているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。</p>	<p>運営基準条例第9条第1項</p> <p>運営基準条例第9条第2項</p>
ケ 子どもの心身の状況の把握	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第10条</p>
コ 小学校等との連携	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第11条</p>
サ 教育・保育の提供の記録	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第12条</p>
シ 利用者負担額等の受領（実費徴収、上乗せ徴収を含む）	<p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。（3）において同じ。）の支払を受けているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、(1)及び(2)の支払いを受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要であると認められる対価の支払を教育・保育給付認定</p>	<p>法第27条第3項第2号</p> <p>運営基準条例第13条第1項</p> <p>運営基準条例第13条第2項</p> <p>運営基準条例第13条第3項</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>保護者から受ける場合、当該対価の額を当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定しているか。</p> <p>(4) 特定教育・保育施設は、(1)から(3)までの支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用の支払を教育・保育給付認定保護者から受ける場合、当該便宜に要する費用を次の①から⑤までに掲げる費用のみとしているか。</p> <p>① 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>② 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>③ 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円</p> <p>(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p> <p>(ア) 1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) 2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>④ 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>⑤ ①から④までに掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>運営基準条例第13条第4項 運営基準条例第36条第3項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>ス 施設型給付等の額の通知</p> <p>セ 幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供</p> <p>ソ 評価（自己評価、外部評価）</p>	<p>(5) 特定教育・保育施設は、(1)から(4)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しているか。</p>	<p>運営基準条例第13条第5項</p>
	<p>(6) 特定教育・保育施設は、(3)及び(4)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、(4)の金銭の支払に係る同意を除き文書による同意を得ているか。</p>	<p>運営基準条例第13条第6項</p>
	<p>(1) 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しているか。</p>	<p>運営基準条例第14条第1項</p>
	<p>(2) 特定教育・保育施設は、項目シの(2)の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>運営基準条例第14条第2項</p>
	<p>(1) 特定教育・保育施設は、次のアからエに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該アからエに定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行っているか。</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領  イ 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 ウ及びエに掲げる事項  ウ 幼稚園 幼稚園教育要領  エ 保育所 保育所保育指針</p>	<p>運営基準条例第15条第1項</p>
	<p>(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、(1)ウ及びエに掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえているか。</p>	<p>運営基準条例第15条第2項</p>
<p>(1) 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その</p>	<p>運営基準条例第16条第1項</p> <p>運営基準条例第16条第2項</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
タ 相談及び援助	<p>他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。</p> <p>特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	運営基準条例第 17 条
チ 事故防止及び事故発生時の対応（職員）	<p>特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	運営基準条例第 18 条
ツ 利用者に関する市町村への通知（不正受給の防止）	<p>特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	運営基準条例第 19 条
テ 施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示	<p>特定教育・保育施設は、次の①から⑪に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（項目二において「運営規定」という。）を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設の目的及び運営の方針</li> <li>② 提供する特定教育・保育の内容</li> <li>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</li> <li>④ 特定教育・保育の提供を行う日（1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この④において同じ。）及び時間、提供を行わない日</li> <li>⑤ 項目シの規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</li> <li>⑥ 項目（2）の（2）に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員</li> <li>⑦ 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（項目ウの選考の方法を含む。）</li> <li>⑧ 緊急時等における対応方法</li> <li>⑨ 非常災害対策</li> <li>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>⑪ その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項</li> </ol>	運営基準条例第 20 条

項目	基本的考え方	関係法令等
ト 勤務体制の確保等	<p>(1) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務を除き、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>運営基準条例第 21 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 21 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 21 条第 3 項</p>
ナ 定員の遵守	<p>特定教育・保育施設は、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行っていないか。</p>	<p>運営基準条例第 22 条</p>
ニ 掲示	<p>特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>運営基準条例第 23 条</p>
ヌ 差別の禁止	<p>特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしていないか。</p>	<p>運営基準条例第 24 条</p>
ネ 虐待等の禁止	<p>特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>運営基準条例第 25 条</p>
ノ 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>運営基準条例第 26 条</p>
ハ 秘密保持、個人情報保護	<p>(1) 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p>	<p>運営基準条例第 27 条第 1 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ヒ 情報の提供等	<p>(2) 特定教育・保育施設は、職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ているか。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>運営基準条例第 27 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 27 条第 3 項</p> <p>運営基準条例第 28 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 28 条第 2 項</p>
フ 利益供与等の禁止	<p>(1) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（(2)において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>運営基準条例第 29 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 29 条第 2 項</p>
ヘ 苦情解決	<p>(1) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第 30 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 30 条第 2 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ホ 地域との連携	<p>(3) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p>	<p>運営基準条例第 30 条第 3 項</p>
	<p>(4) 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 特定教育・保育施設は、市からの求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市町村に報告しているか。</p>	<p>運営基準条例第 30 条第 4 項</p> <p>運営基準条例第 30 条第 5 項</p>
	<p>特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>運営基準条例第 31 条</p>
マ 事故発生時の対応・事故の再発防止	<p>(1) 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次のアからウに定める措置を講じているか。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、イに規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備しているか。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行っているか。</p>	<p>運営基準条例第 32 条第 1 項</p>
	<p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>運営基準条例第 32 条第 2 項</p>
	<p>(3) 特定教育・保育施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。</p>	<p>運営基準条例第 32 条第 3 項</p>
	<p>(4) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき</p>	<p>運営基準条例第 32 条第 4 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ミ 提供する教育・保育の質の向上	<p>事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>特定教育・保育施設の設置者は、その提供する教育・保育の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、教育・保育の質の向上に努めているか。</p>	法第 33 条第 5 号
ム 会計の区分	特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	運営基準条例第 33 条
メ 記録の整備	<p>(1) 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次のアからオに掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しているか。</p> <p>ア 項目セ(1)のアからエに定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画</p> <p>イ 項目サに規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>ウ 項目ツに規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>エ 項目への(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>オ 項目マの(3)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>運営基準条例第 34 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 34 条第 2 項</p>
モ 特別利用保育の基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（保育所に限る。(2)及び(3)において同じ。）が 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 56 号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る 1 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している 2 号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、項目（2）の（2）ウの規定により定められた 2 号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合には、特別利用保育についても項目アからメ（項目ウの（4）及び項目オを除く。）が遵守されているか。</p>	<p>運営基準条例第 35 条第 1 項</p> <p>運営基準条例第 35 条第 2 項</p> <p>運営基準条例第 35 条第 3 項</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ヤ 特別利用教育の基準	<p>(1) 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。(2)の基準において同じ。)が2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しているか。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る2号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している1号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、項目(2)の(2)イの規定により定められた1号認定子どもに係る利用定員の数を超えていないか。</p> <p>(3) 特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合には、特別利用教育についても項目アからメ(項目ウの(4)及び項目オを除く。)が遵守されているか。</p>	<p>運営基準条例第36条第1項</p> <p>運営基準条例第36条第2項</p> <p>運営基準条例第36条第3項</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
2 保育所		
(1) 地域区分等		
ア 地域区分(①)	利用する施設が所在する市町村ごとに定められた平 27 府告示 49 別表第一による区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 2 I 1.
イ 定員区分(②)	利用する施設の利用定員の総和に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 2 I 2.
ウ 認定区分(③)	利用子どもの認定区分に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 2 I 3.
エ 年齢区分(④)	利用子どもの満年齢に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 2 I 4.
オ 保育必要量区分(⑤)	利用子どもの保育必要量に応じた区分が適用されているか。	留意事項通知別紙 2 I 5.
(2) 基本部分		
ア 基本分単価(⑥)	(1) 地域区分(①)、定員区分(②)、認定区分(③)、年齢区分(④)、保育必要量区分(⑤) (以下「地域区分等」) に応じて定められた額とされているか。	留意事項通知別紙 2 II 1. (1)
	(2) 基本分単価に含まれる職員構成は次の(ア)及び(イ)までのとおりであり、これを充足されているか。分園は中心園の施設長のもと中心園と一体的に施設運営が行われており、その際、次の(ア)及び(イ)までの職員(施設長を除く。)を充足されているか。ただし、嘱託医については、中心園に配置していることから不要である。また、調理員等については、中心園等から給食を搬入する場合は、配置は不要であること。	留意事項通知別紙 2 II 1. (2)
	(ア) 保育士	

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>基本分単価における必要保育士数は以下の i と ii を合計した数であること。 また、これとは別に非常勤の保育士が配置されていること。</p> <p>i 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児 20人につき1人、1、2歳児 6人につき1人、乳児 3人につき1人 (注)ここでいう「4歳以上児」、「3歳児」、「1、2歳児」及び「乳児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるものであること。また、以下の算式により必要保育士数は計算されているか。 &lt;算式&gt; <math display="block">\{4\text{歳以上児数} \times 1/30(\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} + \{3\text{歳児数} \times 1/20(\text{同})\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6(\text{同})\} + \{\text{乳児数} \times 1/3(\text{同})\} = \text{配置基準上保育士数(小数点以下四捨五入)}</math></p> <p>ii その他(※) a 利用定員 90人以下の施設については1人 b 保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人(注1) c 上記 i 及び ii の a、b の保育士1人当たり、研修代替保育士として年間3日分の費用を算定(注2) (注1)施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士としても差し支えないこと。 (注2)当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費用や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えないこと。 (※)保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。)附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第51号)附則第2条に基づいて都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。</p> <p>(イ) その他 i 施設長 1人 (注)施設長は児童福祉事業等に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。</p>	

項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(3) 基本加算部分</p> <p>ア 処遇改善等加算Ⅰ(⑦)</p> <p>イ 3歳児配置改善加算(⑧)</p>	<p>＜児童福祉事業等に従事した者の例示＞  児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等</p> <p>＜同等以上の能力を有すると認められる者の例示＞  公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等</p> <p>ii 調理員等  利用定員 40 人以下の施設は 1 人、41 人以上 150 人以下の施設は 2 人、151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）（注）  （注）調理業務の全部を委託する場合、または搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。</p> <p>iii 非常勤事務職員（注）  （注）施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>iv 嘱託医・嘱託歯科医</p> <p>(1) この加算については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」（最終改正：令和 3 年 7 月 16 日付け府子本第 772 号、3 文科初第 691 号、子発 0716 号第 2 号通知。以下「令和 3 年 7 月 16 日付け府子本第 772 号等通知」という。）に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額は、地域区分等に応じた単価に、令和 3 年 7 月 16 日付け府子本第 772 号等通知に定めるところにより認定した加算率×100 を乗じて得た額とされているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、項目（2）アの（2）（ア）i の年齢別配置基準のうち、3 歳児に係る保育士配置基準を 3 歳児 15 人につき 1 人により実施しているか。  ＜算式＞  {4 歳以上児数×1/30（小数点第 1 位まで計算（小数点第 2 位以下切り捨て））} + {3 歳児数×1/15（同）} + {1、2 歳児数×1/6（同）} + {乳児数×1/3（同）} = 配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）</p>	<p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 1.（1）</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 1.（2）</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 2.（1）</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ウ 休日保育加算 (9)	<p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額とされているか。(年度の初日の前日における年齢が満2歳の子どもを除く。)</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、日曜日、国民の祝日及び休日(以下「休日等」という。)において、以下の要件を満たして、保育を実施しているか。</p> <p>(ア) 休日等を含めて年間を通じて開所する施設(複数の特定教育・保育施設、地域型保育事業所(居宅訪問型保育事業所は除く)、又は企業主導型保育施設との共同により年間を通じて開所する施設(以下「共同実施施設」という。)を含む。)を市町村が指定して実施すること。</p> <p>(イ) 児童福祉施設設備運営基準第33条の第2項及び附則第94条から第97条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。</p> <p>(ウ) 対象となる子どもに対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。</p> <p>(エ) 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子どもであること。</p>	<p>留意事項通知別紙2 Ⅲ2.(2)</p> <p>留意事項通知別紙2 Ⅲ2.(3)</p> <p>留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(1)</p>
	<p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等及び以下により認定した休日等に保育を利用する年間の延べ利用子ども数(以下「休日延べ利用子ども数」という。)に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じた額を加えて算出した額を、当該施設における各月初日の利用子ども数(休日等に保育を利用しない子どもを含む。)で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(ア) 市町村は、毎年度、休日保育加算の対象となる施設(以下、「休日保育対象施設」という。)から当該休日保育対象施設における休日延べ利用子ども数の見込みを徴収して認定を行うこと。なお、複数の施設・事業所との共同により年間を通じて開所する場合は、実施する各施設・事業所の休日延べ利用子ども数の見込み数を徴収して認定を行うこと。</p>	<p>留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(2)</p> <p>留意事項通知別紙2 Ⅲ3.(3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
エ 夜間保育加算 (10)	<p>(イ) 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する、休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。            なお、当該休日保育対象施設が共同実施施設である場合は、休日延べ利用子ども数には、上記に加えて、共同する企業主導型保育施設を休日等に利用する、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所を利用する子どもを含むこと。</p> <p>(ウ) 認定された休日延べ利用子ども数は、加算の適用が無くなった場合を除き、年間を通じて適用されること。そのため、認定に当たっては、前年度における実績等を踏まえて適正に審査されたいこと。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、夜間保育を実施されているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>	<p>留意事項通知別紙2            III 3. (4)            留意事項通知別紙2            III 4. (1)            留意事項通知別紙2            III 4. (2)</p>
	オ 減価償却費加算 (11)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 保育所の用に供する建物が自己所有であること(注1)</p> <p>(イ) 建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生していること</p> <p>(ウ) 建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等(以下「施設整備費等」という。)の国庫補助金の交付を受けていないこと(注2)</p> <p>(エ) 賃借料加算(12)の対象となっていないこと</p> <p>(注1) 施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(注2) 施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過した後に、以下の要件全てに該当する改修等を行った場合には(ウ)に該当することとして差し支えない。</p> <p>① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合</p> <p>② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていないこと</p> <p>③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月</p>

項目	基本的考え方	関係法令等														
カ 賃借料加算 ⑫	<p>(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、「標準」又は「都市部」の区分に応じて定められた額とされているか。なお、「標準」とは都市部に該当する市町村以外の市町村をいい、「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/K㎡以上の市町村をいう。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 保育所の用に供する建物が賃貸物件であること(注)</p> <p>(イ) (ア)の賃貸物件に対する賃借料が発生していること</p> <p>(ウ) 賃借料の国庫補助(「認可保育所等設置支援事業の実施について」(平29年3月31日雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「都市部における保育所への賃借料支援事業」による国庫補助を除く。)を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていないこと</p> <p>(エ) 減価償却費加算(⑪)の対象となっていないこと</p> <p>(注)施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上であること</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月) から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下の地域の区分ごとに定められた額とされているか。</p> <table border="1" data-bbox="472 1182 1704 1430"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>都道府県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B地域</td> <td>標準</td> <td rowspan="2">静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県</td> </tr> <tr> <td>都市部</td> </tr> <tr> <td>C地域</td> <td>標準</td> <td>宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、</td> </tr> </tbody> </table>	区分		都道府県	A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	都市部	B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	都市部	C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、	<p>Ⅲ 5. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 5. (3)</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 6. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 6. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 2 Ⅲ 6. (3)</p>
	区分		都道府県													
A地域	標準	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県														
	都市部															
B地域	標準	静岡県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県														
	都市部															
C地域	標準	宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、石川県、長野県、														

項目	基本的考え方			関係法令等
キ チーム保育推進加算 (13)		都市部	愛知県、三重県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、沖縄県	
	D地域	標準	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、富山県、福井県、山梨県、岐阜県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
		都市部		
<p>*表中「都市部」とは当年度又は前年度における4月1日現在の人口密度が1,000人/k㎡以上の市町村をいい、「標準」とはそれ以外の市町村をいう。</p>				
<p>(1) この加算の認定がされている場合、以下の要件全てに該当しているか。</p> <p>(ア) 「必要保育士数」(基本分単価(⑥)及び他の加算の認定に当たって求められる数)を超えて保育士を配置していること</p> <p>(イ) キャリアを積んだチームリーダーの位置づけ等チーム保育体制を整備すること(注1)</p> <p>(ウ) 職員の平均経験年数が12年以上であること(注2)</p> <p>(エ) 当該加算による増収は、保育士の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること</p> <p>(注1) チーム保育体制の整備とは、項目(2)アの(2)(ア) iの年齢別配置基準(3歳児配置改善加算が適用される場合には、その配置基準)を超えて、主に3~5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。</p> <p>(注2) 職員の平均経験年数については、処遇改善等加算Iにおける職員1人当たりの平均経験年数をもって確認すること。</p>				
<p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>				
<p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、地域区分等に応じた単価に、当該加算に係る処遇改善等加算Iの単価に項目アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額とされているか。</p>				
<p>(3) この加算の適用を受けた施設は、年度終了後速やかに実績報告書を市町村長に提出しているか。また、加算額の実績と(1)の(エ)の要件に掲げる支出とを比較して差額が生じた場合には、翌年度において、その全額を一時金等により賃金改善に充てているか。</p>				

項目	基本的考え方	関係法令等
ク 副食費徴収免除加算 (14)	<p>(1) この加算額は、定められた額とし、副食費徴収免除対象子ども(注)に加算されているか。</p> <p>(注) 以下のいずれかに該当する子どもとして、副食費の徴収が免除されることについて市町村から通知がされた子どもとする。</p> <p>① 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号。以下「特定教育・保育施設等運営基準」という。)第13条第4項第3号イの(1)又は(2)に規定する年収360万円未満相当世帯に属する子ども</p> <p>② 特定教育・保育施設等運営基準第13条第4項第3号ロの(1)又は(2)に規定する第3子以降の子ども</p> <p>③ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第15条の3第2項各号に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者である子ども</p>	留意事項通知別紙2 Ⅲ 8. (2)
(4) 加減調整部分		
ア 分園の場合 (15)	<p>(1) 保育所の分園(「保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日児発第302号厚生省児童家庭局長通知)」により設置された保育所分園。)の場合、加減調整されているか。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、分園に適用される基本分単価(6)及び処遇改善等加算Ⅰ(7)の額の合計に、地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	留意事項通知別紙2 Ⅳ 1. (1)  留意事項通知別紙2 Ⅳ 1. (2)
イ 施設長を配置していない場合 (16)	<p>(1) 項目(2)アの(2)(イ) i の(注)の要件を満たす施設長を配置(※)していない場合、加減調整されているか。</p> <p>(※) 2以上の施設又は他の事業と兼務し、施設長として職務を行っていない者は欠員とみなされ、要件を満たす施設長を配置したこととはならないこと。</p> <p>(2) (1)の加減調整額は、地域区分等に応じて定められた額とされているか。</p>	留意事項通知別紙2 Ⅳ 2. (1)  留意事項通知別紙2 Ⅳ 2. (3)
ウ 土曜日に閉所する場合 (17)	<p>(1) 施設を利用する保育認定子どもについて、土曜日(国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。)に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある場合、加減調整されているか。</p> <p>開所していても保育を提供していない場合は、閉所しているものとして取り扱われているか。</p>	留意事項通知別紙2 Ⅳ 3. (1)



項目	基本的考え方	関係法令等
<p>(5) 乗除調整部分</p> <p>ア 定員を恒常的に超過する場合(18)</p> <p>(6) 特定加算部</p>	<p>他の特定教育・保育施設、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業所は除く）又は企業主導型保育施設と共同保育を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) (1)の加減調整額の算定は、適用される基本分単価(6)、処遇改善等加算Ⅰ(7)、3歳児配置改善加算(8)及び夜間保育加算(10)の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p> <p>(1) 直前の連続する5年度間常に利用定員を超えており（注1）、かつ、各年度の年間平均在所率（注2）が120%以上の状態にある場合、乗除調整されているか。なお、教育・保育の提供は利用定員の範囲で行われることが原則であること。</p> <p>（注1）利用定員を超えて受け入れる場合の留意事項 利用定員を超えて受け入れる場合であっても、施設の設備又は職員数が、利用定員を超えて利用する子どもを含めた利用子ども数に照らし、児童福祉施設設備運営基準及び本通知等に定める基準を満たしていること。</p> <p>（注2）年間平均在所率 当該年度内における各月の初日の在籍子ども数の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月（月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月）から調整の適用は無いものとする。</p> <p>(2) 本調整措置が適用される施設における基本分単価(6)から土曜日に閉所する場合(17)（副食費徴収免除加算(14)を除く。）の額については、それぞれの額の総和に地域区分等に応じた調整率を乗じて得た額とされているか。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）</p>	<p>留意事項通知別紙2 IV 3. (3)</p> <p>留意事項通知別紙2 V 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙2 V 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙2 V 1. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
分 ア 主任保育士専任加算(19)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、主任保育士を保育計画の立案等の主任業務に専任させるため、基本分単価(6)及び他の加算等の認定に当たって求められる「必要保育士数」を超えて代替保育士(注1)を配置し、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>なお、当該加算が適用される施設においては、保護者や地域住民からの育児相談、地域の子育て支援活動等に積極的に取り組むこと。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制がとられていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)(注2)が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>(注1) 児童福祉施設設備運営基準附則第95条、第96条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条により保育士とみなされる者を含む。</p> <p>(注2) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 1. (1)</p> <p>留意事項通知別紙2</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
イ 療育支援加算 (20)	<p>(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、主任保育士専任加算(19)の対象施設かつ障害児(注1)を受け入れている(注2)施設において、主任保育士を補助する者(注3)を配置し、地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されているか。また、障害児施策との連携を図りつつ、障害児保育に関する専門性を活かして、地域住民や保護者からの育児相談等の療育支援に積極的に取り組んでいるか(注4)。</p> <p>(注1) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(注2) 「障害児を受け入れている」とは、月の初日において障害児が1人以上利用していることをもって満たしているものとし、以降年度を通じて当該要件を満たしているものとする。</p> <p>(注3) 非常勤職員であって、資格の有無は問わない。</p> <p>(注4) 取組の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を利用する気になる段階の子どもを含む障害児について、障害児施策との連携により、早期の段階から専門的な支援へと結びつける。</li> <li>・地域住民からの育児相談等へ対応し、専門的な支援へと結びつける。</li> <li>・補助者の活用により障害児施策との連携を図る。</li> <li>・保育所等訪問支援事業における個別支援計画の策定に当たっての連携役。</li> <li>・障害児施策との連携により、施設における障害児保育の専門性を強化し、障害児に対する支援の充実を図る。</li> </ul> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、特別児童扶養手当支給対象児童(注)受入施設又はそれ以外の障害児受入施設の別に定められた基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目</p>	<p>VI 1. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI 1. (3)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI 2. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI 2. (2)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI 2. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ウ 事務職員雇上費加算(㉑)	<p>(3) アの(2)で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(注) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、事務職員を配置し、以下の事業等のいずれかを実施しているか。</p> <p>(注) 施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要であること。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)(注)が1人以上利用している施設(月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。)</p> <p>(注) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 3.(1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 3.(2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
エ 処遇改善等加算Ⅱ (22)	<p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、基本額に、当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目(3)アの(2)で認定した加算率×100を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p> <p>(1) この加算については、令和3年7月16日付け府子本第772号等通知に定めるとおり、加算しているか。</p> <p>(2) この加算額は、処遇改善等加算Ⅱ-①及びⅡ-②の令和3年7月16日付け府子本第772号等通知に定められる額にそれぞれ対象人数を乗じて得た額の合計を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とされているか。(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 3. (3)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 4. (1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 4. (2)</p>
オ 冷暖房費加算 (23)	<p>(1) 加算額は、以下の地域の区分に応じて定める額とされているか。  一級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に規定する一級地をいう。  二級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する二級地をいう。  三級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する三級地をいう。  四級地 国家公務員の寒冷地手当に関する法律別表に規定する四級地をいう。  その他地域 上記以外の地域をいう。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 5. (2)</p>
カ 除雪費加算 (24)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する地域に施設が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 6. (1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 6. (2)</p>
キ 降灰除去費加算 (25)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、活動火山対策特別措置法(昭和48年法律第61号)第23条第1項に規定する降灰防除地域に施設が所在しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子ども</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 7. (1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 7. (2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ク 高齢者等活躍促進加算(26)	<p>の単価に加算されているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、高齢化社会の到来等に対応して、高齢者等ができるだけ働きやすい条件の整備を図り、また、高齢者等によるきめ細やかな利用子ども等の処遇の向上を図るため、以下の要件を満たされているか。</p> <p>(ア) 高齢者等(注1)を職員配置基準以外に非常勤職員(注2)として雇用(注3)し、施設の業務の中で比較的高齢者等に適した業務(注4)を行わせ、かつ、当該年度中における高齢者等の総雇用人員の累積年間総雇用時間が、400時間以上見込まれること。また、「特定就職困難者雇用開発助成金」等を受けている施設(受ける予定の施設を含む。)でその補助の対象となる職員は対象としないこと。なお、雇用形態は通年が望ましいが短期間でも雇用予定がはっきりして、利用子ども等の処遇の向上が期待される場合には、この加算対象として差し支えないこと。</p> <p>(注1) 高齢者等の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 当該年度の4月1日現在または、その年度の途中で雇用する場合はその雇用する時点において満60歳以上の者</li> <li>ii 身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第243号)に規定する身体障害者手帳を所持している者)</li> <li>iii 知的障害者(知的障害者更生相談所、児童相談所等において知的障害者と判定された者で、都道府県知事が発行する療育手帳または判定書を所持している者)</li> <li>iv 精神障害者(精神保健及び精神障害福祉法に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保険福祉手帳を所持しているもの)</li> <li>v 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦)</li> </ul> <p>(注2) 非常勤職員の範囲</p> <p>1日6時間未満又は月20日未満勤務の者を対象とする。</p> <p>(注3) 雇用の範囲</p> <p>雇用契約又は派遣契約による場合のみを対象とする。</p> <p>(注4) 高齢者等が行う業務の内容の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 利用子ども等との話し相手、相談相手</li> <li>ii 身の回りの世話(爪切り、洗面等)</li> <li>iii 通院、買い物、散歩の付き添い</li> <li>iv クラブ活動の指導</li> </ul>	留意事項通知別紙2 VI 8.(1)

項目	基本的考え方	関係法令等
	<p>v 給食のあとかたづけ</p> <p>vi 喫食の介助</p> <p>vii 洗濯、清掃等の業務</p> <p>viii その他高齢者等に適した業務</p> <p>(イ) 以下の事業等のうち、いずれかを実施していること</p> <p>i 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ii 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの（年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。）。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。）</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。）</p> <p>v 障害児（軽度障害児を含む。）（注）が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）</p> <p>（注）市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、「年間総雇用時間数」の区分に応じて定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 8. (3)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
ケ 施設機能強化 推進費加算(㉗)	<p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図る取組(注1～3)を行う施設で、以下の事業等を複数実施しているか。</p> <p>i 延長保育事業(子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ii 一時預かり事業(一般型)(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、月の平均対象子どもが1人以上いるもの(年度当初から事業を開始する場合は5月において当該要件を満たしていることをもって4月から当該要件を満たしているものと取り扱う。)。ただし、当該要件をみたした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。)</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について』以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。</p> <p>iii 病児保育事業(子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。)</p> <p>iv 乳児が3人以上利用している施設(4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。)</p> <p>v 障害児(軽度障害児を含む。)(注4)が1人以上利用している施設(4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。)</p> <p>(注1) 取組の実施方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</li> <li>・職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</li> </ul> <p>(注2) 取組に必要となる経費の額</p> <p>取組に必要となる経費の総額が、概ね16万円以上見込まれること。</p> <p>(注3) 支出対象経費</p> <p>需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費(茶菓)、光熱水費、医療材料費)・役務費(通信運搬費)・旅費・謝金・備品購入費・原材料費・使用料及び賃借料・賃金・委託費(防</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI 8.(4)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI 9.(1)</p>



項目	基本的考え方	関係法令等
コ 小学校接続加算(28)	<p>災訓練及び避難具の整備等に要する特別の経費に限り、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用は含まない。）</p> <p>(注4) 市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p> <p>(3) この加算の適用を受けた施設は、翌年4月末日までに実績報告書を市町村長に提出しているか。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、次の要件をすべて満たして小学校との連携・接続に係る取組を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。</li> <li>ii 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。</li> <li>iii 小学校との接続を見通した保育課程を編制していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編制に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。</li> </ul> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI9.(3)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI9.(4)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI10.(1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI10.(3)</p>
サ 栄養管理加算(29)	<p>(1) この加算の認定がされている場合、食事の提供にあたり、栄養士を活用(注)して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。</p> <p>(注) 栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。</p> <p>(1)の要件に適合しなくなった場合は、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から加算の適用が無いものとする。</p>	<p>留意事項通知別紙2 VI11.(1)</p> <p>留意事項通知別紙2 VI11.(2)</p>

項目	基本的考え方	関係法令等
シ 第三者評価受審加算(30)	<p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、以下に掲げる栄養士の配置等の形態の別に応じ、それぞれに定める計算式により算出された額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし加算されているか。</p> <p>(ア) 配置（注1）定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目（3）アの（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(イ) 兼務（注2）定められた基本額に当該加算に係る処遇改善等加算Ⅰの単価に項目（3）アの（2）で認定した加算率×100 を乗じて得た額を加えた額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>(ウ) 嘱託（注3）定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額とする。</p> <p>（注1）本加算に係る栄養士が雇用契約等により配置されている場合をいい、兼務に該当する場合を除く。</p> <p>（注2）基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が本加算に係る栄養士としての業務を兼務している場合をいう。</p> <p>（注3）配置又は兼務に該当する場合を除き、本加算に係る栄養士としての業務を嘱託等する場合をいう。</p> <p>(1) この加算の認定がされている場合、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。</p> <p>(2) この加算の認定がされている場合の加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算されているか。</p>	<p>留意事項通知別紙 2 VI11. (3)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI12. (1)</p> <p>留意事項通知別紙 2 VI12. (3)</p>